

○政務活動費の交付に関する条例改正（案）

【表記について】

(所)：法律改正に伴う所要の改正

(要)：新設する条文等、検討を要する条文

(他)：その他（四半期交付、収支報告書期限、保存期間）

全議：全国市議会議長会の略

| 旧 | 新 | |
|---|---|--|
| <p>○堺市議会<u>政務調査費</u>の交付に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 3 月 29 日 条例第 2 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、堺市議会議員(以下「議員」という。)の調査研究に資するため必要な経費の一部として、<u>政務調査費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第 2 条 <u>政務調査費</u>は、議会における会派(所属する議員が 1 人の場合を含む。以下同じ。)又は議員に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第 3 条 <u>政務調査費</u>の額は、議員 1 人当たり月額 300,000 円とし、毎月 1 日を基準日として交付する。</p> <p>2 会派は、<u>政務調査費</u>の交付の方法について、次の各号に掲げる方法のいずれかを選択しなければならない。</p> <p>(1) 前項に規定する議員 1 人当たりの月額(以下「基準月額」という。)に、基準日における当該会派に所属する議員の数を乗じて得た額を当該会派に交付する方法</p> <p>(2) 基準月額を議員に交付する方法</p> <p>(3) 基準月額の範囲内で、当該会派が所属する議員について一律に定める額(以下「一律額」という。)を議員に交付し、基準月額から一律額を控除した額に、基準日における当該会派に所属する議員の数を乗じて得た額を当該会派に交付する方法</p> | <p>○堺市議会<u>政務活動費</u>の交付に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、堺市議会議員(以下「議員」という。)の調査研究<u>その他の活動</u>に資するため必要な経費の一部として、<u>政務活動費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第 2 条 <u>政務活動費</u>は、議会における会派(所属する議員が 1 人の場合を含む。以下同じ。)又は議員に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第 3 条 <u>政務活動費</u>の額は、議員 1 人当たり月額 300,000 円とし、毎月 1 日(以下「基準日」という。)を基準として交付する。<u>ただし、基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。</u></p> <p><u>2 政務活動費は、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで、10 月から 12 月まで及び翌年の 1 月から 3 月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに交付するものとし、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</u></p> <p><u>3 会派は、政務活動費の交付の方法について、次の各号に掲げる方法のいずれかを選択しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第 1 項</u>に規定する議員 1 人当たりの月額(以下「基準月額」という。)に、基準日における当該会派に所属する議員の数を乗じて得た額を当該会派に交付する方法</p> <p>(2) 基準月額を議員に交付する方法</p> <p>(3) 基準月額の範囲内で、当該会派が所属する議員について一律に定める額(以下「一律額」という。)を議員に交付し、基準月額から一律額を控除した額に、基準日における当該会派に所属する議員の数を乗じて得た額を当該会派に交付する方法</p> | <p>(所)・地方自治法第 100 条に第 16 項（議長の使途の透明性の確保）の条文が追加されたため、第 16 項を追加。</p> <p>(所)・議員の調査研究に「その他の活動」を追加</p> <p>(所)・政務調査費→政務活動費：名称変更</p> <p>(所)・政務調査費→政務活動費：名称変更</p> <p>(所)・政務調査費→政務活動費：名称変更</p> <p>(他) 四半期交付（新設・四半期の期間、任期満了時の交付）</p> <p>(所)・政務調査費→政務活動費：名称変更</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>3 会派に所属しない議員については、前項第2号に掲げる方法により<u>政務調査費</u>を交付する。</p> <p>4 月の途中において会派が新たに結成された場合は、その結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合又はその日の属する月の基準日が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条第1項の一般選挙後の議員の任期の初日に当たる場合は、当月分)から<u>政務調査費</u>を交付する。</p> <p>5 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、第2項第1号及び第3号の当該会派に所属する議員の数の算定については、当該議員は当該会派に所属する議員に含めないものとし、基準日において議会の解散があった場合は、その月の当月分の<u>政務調査費</u>は交付しない。</p> <p>6 議員は、<u>政務調査費</u>の算定に当たっては、複数の会派に属することができない。</p> <p>7 <u>政務調査費</u>は、<u>毎月10日</u>(その日が堺市の休日に関する条例(平成2年条例第20号)第2条第1項に規定する市の休日(以下この項において単に「休日」という。)に当たる場合は、その直前の休日以外の日)に交付する。ただし、基準日が一般選挙後の議員の任期の初日に当たる月の途中において会派が新たに結成された場合は、翌月5日(その日が休日に当たる場合は、その直前の休日以外の日)に交付する。</p> | <p><u>4 会派に所属しない議員については、前項第2号に掲げる方法により<u>政務活動費</u>を交付する。</u></p> <p><u>5 一四半期の途中において会派が新たに結成された場合又は新たに議員となった場合は、その結成された日又は新たに議員となった日の属する月(以下この条において「交付事由該当月」という。)の翌月分(その日が基準日に当たる場合又はその日の属する月の基準日が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条第1項の一般選挙後の議員の任期の初日に当たる場合は、当月分)から<u>政務活動費</u>を交付する。</u></p> <p><u>6 第3項第1号及び第3号の当該会派に所属する議員の数の算定については、基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は当該会派に所属する議員に含めないものとする。</u></p> <p><u>7 議員は、<u>政務活動費</u>の算定に当たっては、複数の会派に属することができない。</u></p> <p><u>8 <u>政務活動費</u>は、各四半期の最初の月の10日(その日が堺市の休日に関する条例(平成2年条例第20号)第2条第1項に規定する市の休日(以下単に「休日」という。)に当たる場合は、その直前の休日以外の日)に交付する。ただし、第5項の規定による<u>政務活動費</u>は、<u>交付事由該当月の翌月の10日(その日が休日に当たる場合は、その直前の休日以外の日)に交付する。</u></u></p> <p><u>(所属議員等の異動等に伴う調整)</u></p> <p><u>第4条 一四半期の途中において次の各号に掲げる異動があった場合、前条の規定により既に交付した<u>政務活動費</u>のうち、異動があった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分。次項において同じ。)以降の<u>政務活動費</u>を返還しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 会派に所属する議員の数が減少した場合</u></p> <p><u>(2) 会派を解散した場合</u></p> <p><u>(3) 第3条第3項各号に掲げる交付方法を変更した場合</u></p> <p><u>(4) 議員でなくなった場合</u></p> <p><u>(5) 会派に所属しない議員が会派に所属する議員となった場合</u></p> | <p>(所)・政務調査費→政務活動費：名称変更</p> <p>(他) 四半期交付(月の途中→四半期の途中)</p> <p>(所)・政務調査費→政務活動費：名称変更</p> <p>(所)・項ずれ</p> <p>(所)・政務調査費→政務活動費：名称変更</p> <p>(所)・政務調査費→政務活動費：名称変更</p> <p>(他) 四半期交付(毎月→各四半期の最初の月の10日)</p> <p>(他) 四半期交付</p> <ul style="list-style-type: none"> 任期始めの交付6月5日に5月分、6月10日に6月分を交付。→四半期分(5月・6月分)を6月10日に交付。 ただし書き内容を改正(会派結成及び議員となった場合の交付方法) <p>(他) 四半期交付(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 異動に伴う交付額の調整 |
|--|---|---|

| | | |
|--|---|--|
| | <p><u>2 一四半期の途中において次の各号に掲げる異動があった場合、異動があった日の属する月の翌月分以降の政務活動費の交付申請を行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 会派に所属する議員の数が増加した場合</u></p> <p><u>(2) 会派を結成した場合</u></p> <p><u>(3) 第3条第3項各号に掲げる交付方法を変更した場合</u></p> <p><u>(4) 新たに議員となった場合</u></p> <p><u>(5) 会派に所属する議員が会派に所属しない議員となった場合</u></p> <p><u>3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、一の議員から第1項の規定による返還及び前項の規定による交付申請が同時に行われるときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定により当該議員から返還される政務活動費と前項の申請に基づき当該議員に新たに交付する政務活動費との差額（以下単に「差額」という。）を返還させ、又はこれを交付することができる。この場合において、差額が生じないときは、返還及び交付のいずれをも要しないものとする。</u></p> <p><u>(1) 第3条第1項第2号の規定による交付方法を選択した会派（以下この項において「議員交付会派」という。）に所属する議員と会派に所属しない議員（以下この項において「無会派議員」という。）との間で異動があった場合</u></p> <p><u>(2) 議員交付会派間で議員の異動があった場合</u></p> <p><u>(3) 議員交付会派に所属する議員と第3条第1項第3号の規定による交付方法を選択した会派（以下この項において「部分交付会派」という。）に所属する議員との間で異動があった場合</u></p> <p><u>(4) 部分交付会派に所属する議員と無会派議員との間で異動があった場合</u></p> <p><u>(5) 部分交付会派間で議員の異動があった場合</u></p> <p><u>4 第1項の規定による政務活動費の返還及び前項の規定による差額に係る手続は、速やかに行わなければならない。</u></p> <p><u>5 第2項の規定により政務活動費の交付申請を行う場合、当該交付申請があった日の属する月の翌月10日（その日が休日に当たる場合は、その直前の休日以外の日）に交付する。</u></p> | <p>(他) 四半期交付（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動に伴う交付額の調整 <p>(他) 四半期交付（新設）</p> <p>(他) 四半期交付（新設）</p> <p>(他) 四半期交付（新設）</p> |
|--|---|--|

(使途基準)

第4条 会派及び議員は、政務調査費を、規則に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(代表者及び経理責任者)

第5条 政務調査費の交付を受ける会派は、当該会派に所属する議員のうちから代表者及び政務調査費に関する経理責任者を定めなければならない。

(収支報告書等の提出)

第6条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並びに議員(第3条第2項第2号若しくは第3号又は第3項の規定により政務調査費の交付を受けた者に限る。以下この条及び次条において同じ。)は、規則で定める様式により、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、その支出に係る領収書の写しその他の証拠書類の写しとともに、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及びその支出に係る領収書の写しその他の証拠書類の写し(以下「収支報告書等」という。)は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務調査費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務調査費の交

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

3 政務活動費は、次の各号に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 交際費
- (2) 選挙活動経費
- (3) 政党活動経費
- (4) 後援会活動経費
- (5) 私的活動経費

(代表者及び経理責任者)

第6条 政務活動費の交付を受ける会派は、当該会派に所属する議員のうちから代表者及び政務活動費に関する経理責任者を定めなければならない。

(収支報告書等の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並びに議員(第3条第3項第2号若しくは第3号又は第4項の規定により政務活動費の交付を受けた者に限る。以下この条及び次条において同じ。)は、規則で定める様式により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、その支出に係る領収書の写しその他の証拠書類の写しとともに、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及びその支出に係る領収書の写しその他の証拠書類の写し(以下「収支報告書等」という。)は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年5月10日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交

(要)・経費の範囲(新設): 文案は全議報告書

見出し「政務活動費を充てることができる経費の範囲」は、改正自治法第100条第15項どおりの文言。

要請、陳情: 国会答弁あり

(要) 従来規則→条例(条例では新設)

(全議案+規則第6条)

(要) 従来規則→条例、全議標準条例では、該当する規定なし。

・衆参総務委員会「議会の議員としての活動に含まれない政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としてのプライベートな活動のための経費などは条例によって対象とすることができない」旨答弁。

・全議標準条例では、充ててはならない経費を規定する条文はないが、あえて規定する必要はあるか。

(所)・政務調査費→政務活動費: 名称変更

(所)・政務調査費→政務活動費: 名称変更

(所)・政務調査費→政務活動費: 名称変更

(他)・収支報告書期限(4月30日→5月10日)

(所)・政務調査費→政務活動費: 名称変更

| | | |
|--|---|---|
| <p>付を受けた議員が辞職、失職、除名、死亡若しくは任期満了により議員でなくなったときは、当該会派の代表者及び経理責任者であった者又は当該議員であった者(その者が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)は、前項の規定にかかわらず、当該解散の日又は当該議員でなくなった日から起算して 30 日以内に収支報告書等を提出しなければならない。</p> <p>4 議長は、収支報告書等が提出されたときは、速やかにその写しを市長に送付しなければならない。</p> <p>(政務調査費の返還)</p> <p>第 7 条 市長は、<u>政務調査費</u>の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた<u>政務調査費</u>の総額から当該会派又は議員がその年度において<u>市政の調査研究に資するため必要な経費</u>として支出した総額を控除して残余の額がある場合は、当該額に相当する額の<u>政務調査費</u>の返還を当該会派又は議員に命じなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>政務調査費</u>の交付を受けた会派又は議員の<u>政務調査費</u>の用途が第 4 条の規定に明らかに違反していると認める場合は、当該違反して支出された額に相当する額の<u>政務調査費</u>の返還を当該会派又は議員に命じなければならない。</p> <p>(収支報告書等の保存及び公開)</p> <p>第 8 条 議長は、収支報告書等を、その提出期限の日から起算して 3 年を経過する日まで、保存しなければならない。</p> <p>2 何人も、前項の収支報告書等の写しを、議長が告示して定める場所において閲覧することができる。</p> <p>3 前項の規定による閲覧の期間は、収支報告書の提出期限の日から起算して 60 日を経過する日から当該提出期限の日から起算して 3 年を経過する日までの間とする。</p> <p>4 議長は、第 2 項の規定による閲覧に係る収支報告書等の写しの一部に堺市情報公開条例（平成 14 年条例第 37 号）第 7 条に規定する非公開情報が記録されていると認めるときは、同条例第 8 条の規定の例に</p> | <p>交付を受けた議員が辞職、失職、除名、死亡若しくは任期満了により議員でなくなったときは、当該会派の代表者及び経理責任者であった者又は当該議員であった者(その者が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)は、前項の規定にかかわらず、当該解散の日又は当該議員でなくなった日から起算して 30 日以内に収支報告書等を<u>議長</u>に提出しなければならない。</p> <p>4 議長は、収支報告書等が提出されたときは、速やかにその写しを市長に送付しなければならない。</p> <p>(政務活動費の返還)</p> <p>第 8 条 市長は、<u>政務活動費</u>の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた<u>政務活動費</u>の総額から当該会派又は議員がその年度において<u>第 5 条に定める政務活動費を充てることができる経費</u>として支出した総額を控除して残余の額がある場合は、当該額に相当する額の<u>政務活動費</u>の返還を当該会派又は議員に命じなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>政務活動費</u>の交付を受けた会派又は議員の<u>政務活動費</u>の用途が第 5 条の規定に明らかに違反していると認める場合は、当該違反して支出された額に相当する額の<u>政務活動費</u>の返還を当該会派又は議員に命じなければならない。</p> <p>(収支報告書等の保存及び公開)</p> <p>第 9 条 議長は、収支報告書等を、その提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで、保存しなければならない。</p> <p>2 何人も、前項の収支報告書等の写しを、議長が告示して定める場所において閲覧することができる。</p> <p>3 前項の規定による閲覧の期間は、収支報告書の提出期限の日から起算して 60 日を経過する日から当該提出期限の日から起算して 3 年を経過する日までの間とする。</p> <p>4 議長は、第 2 項の規定による閲覧に係る収支報告書等の写しの一部に堺市情報公開条例（平成 14 年条例第 37 号）第 7 条に規定する非公開情報が記録されていると認めるときは、同条例第 8 条の規定の例に</p> | <p>(所)・政務調査費→政務活動費：名称変更</p> <p>(所) 経費の範囲を規定したため</p> <p>(所)・政務調査費→政務活動費：名称変更</p> <p>(他) 保存期限を 3 年から 5 年に延長。</p> <p>(要) 閲覧期間は 3 年のまま据え置き、残 2 年分は議会書庫にて保存。 (他) 現行 4 月 30 日→6 月 28 日公開 新規定 5 月 10 日→7 月 8 日公開</p> |
|--|---|---|

| | | |
|---|--|--------------------------------|
| <p>より非公開情報を除き、閲覧に供するものとする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、収支報告書等の保存及び閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第 9 条 この条例に定めるもののほか、<u>政務調査費</u>の交付に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 14 年 4 月 1 日条例第 22 号)</p> <p>この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 14 年 12 月 25 日条例第 37 号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例(以下「新条例」という。)は、規則で定める日から施行する。 (平成 15 年規則第 6 号で平成 15 年 4 月 1 日から施行)</p> <p>附 則(平成 19 年 12 月 25 日条例第 49 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の堺市議会<u>政務調査費</u>の交付に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に交付される<u>政務調査費</u>について適用し、同日前に交付された<u>政務調査費</u>については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成 20 年 9 月 1 日条例第 29 号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> | <p>により非公開情報を除き、閲覧に供するものとする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、収支報告書等の保存及び閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。</p> <p><u>(透明性の確保)</u></p> <p><u>第 10 条 議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとし、その適正な運用を期すため、第 7 条第 1 項の規定により提出された収支報告書等について、必要に応じて調査を行うことができるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第 11 条 この条例に定めるもののほか、<u>政務活動費</u>の交付に関し必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>(要) 議長の使途の透明性の確保に係る努力義務</p> |
|---|--|--------------------------------|

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|--|--|
| | <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正前の堺市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。</u> <u>(交付の方法の特例)</u></p> <p><u>3 平成 25 年 3 月分の政務活動費に限り、この条例による改正後の堺市議会政務活動費の交付に関する条例第 3 条第 2 項及び第 8 項の規定にかかわらず、同月 8 日に交付する。</u></p> | <ul style="list-style-type: none">・改正自治法は、平成 25 年 3 月 1 日施行予定。・4 月～2 月分は「政務調査費」・3 月分は「政務活動費」として交付。・収支報告書等の提出期限 <table border="0" style="width: 100%;"><tr><td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td><td>政務調査費(4～2 月分)→ 平成 2 5 年 4 月 3 0 日 (従前の例による)</td></tr><tr><td></td><td>政務活動費(3 月分) → 平成 2 5 年 5 月 1 0 日 (新条例)</td></tr></table> <ul style="list-style-type: none">・毎月から四半期交付への改正のため平成 25 年 3 月分の交付の経過措置が必要。 | { | 政務調査費(4～2 月分)→ 平成 2 5 年 4 月 3 0 日 (従前の例による) | | 政務活動費(3 月分) → 平成 2 5 年 5 月 1 0 日 (新条例) |
| { | 政務調査費(4～2 月分)→ 平成 2 5 年 4 月 3 0 日 (従前の例による) | | | | | |
| | 政務活動費(3 月分) → 平成 2 5 年 5 月 1 0 日 (新条例) | | | | | |

| (規則で規定) | | 別表(第5条関係) | | (要) 規則→条例で定める。 ・従来の全議の標準使途基準 「研究研修費」「調査旅費」「資料作成費」「資料購入費」「広報費」「広聴費」「人件費」「事務所費」「その他の経費」 ・従来の全国都道府県議長会の標準使途基準 「調査研究費」「研修費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「広報費」「事務費」「事務所費」「人件費」 (新設) ・衆参総務委員会「補助金の要請あるいは陳情活動等のための旅費、交通費(中略)についても条例で対象とすることができる」旨 ・全議標準条例では新設、都道府県では従来から ・調査研究活動→活動 ・調査研究活動→活動 ・全議標準条例では「広報費」「広聴費」を分けて規定。 ○会派若しくは議員の行う活動又は市政を、住民に報告し又は宣伝するために必要な経費(「広報費」部分) ○会派若しくは議員の行う住民からの市政及び会派若しくは議員の活動に対する要望又は意見の聴取又は住民相談等の活動のために要する経費(「広聴費」部分) ・全議標準条例では「事務所費」 ・全議標準条例で削除 |
|---------|--|-----------------|--|---|
| 調査研究費 | 会派又は議員の行う市の事務及び行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 | 調査研究費 | 会派又は議員が行う市の事務及び行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 | |
| 研修費 | 会派又は議員の行う研修会及び講演会を開催するために必要な経費並びに会派に所属する議員及び会派の雇用する職員並びに議員及び議員の雇用する職員が他の団体の開催する研修会等に参加するために要する経費 | 研修費 | 会派又は議員が行う研修会及び講演会を開催するために必要な経費並びに会派に所属する議員及び会派が雇用する職員並びに議員及び議員が雇用する職員が他の団体の開催する研修会等に参加するために要する経費 | |
| | | 要請・陳情活動費 | 会派又は議員が行う要請又は陳情活動に要する経費 | |
| 会議費 | 会派又は議員の行う調査研究活動のための会議に要する経費 | 会議費 | 会派又は議員が行う各種会議に要する経費及び団体等が開催する各種会議への議員の参加に要する経費 | |
| 資料作成費 | 会派又は議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 | 資料作成費 | 会派又は議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費 | |
| 資料購入費 | 会派又は議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 | 資料購入費 | 会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 | |
| 広報・広聴費 | 会派又は議員の行う調査研究活動、議会活動又は市の政策を住民に報告し、又は宣伝するために要する経費並びに会派又は議員が、住民から市政、政策等に対する要望又は意見を聴取するために要する経費 | 広報・広聴費 | 1 会派若しくは議員が行う活動又は市政を住民に報告し、又は宣伝するために要する経費 2 会派又は議員が行う、市政及び会派若しくは議員の活動に対する住民からの要望及び意見の聴取、住民相談等の活動のために要する経費 | |
| 人件費 | 会派又は議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費 | 人件費 | 会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 | |
| 事務・事務所費 | 会派又は議員の行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費及び調査研究活動のために必要な事務所の設置又は管理に要する経費 | 事務・事務所費 | 会派又は議員が行う活動に係る事務遂行に必要な経費及び会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置又は管理に要する経費 | |
| その他の経費 | 上記以外の経費で会派又は議員の行う調査研究活動に必要な経費 | | | |